

重要事項説明書（指定福祉用具貸与事業・指定介護予防福祉用具貸与事業）

1 事業者概要

名 称	株式会社ファーストステージ
所 在 地	千葉県千葉市稲毛区園生町1025-1
法 人 種 別	営利法人
代 表 者 名	橋口 貴良
電 話 番 号	043-305-5211
事 業 内 容	指定居宅介護支援事業 指定訪問介護事業・介護保険法に基づく第一号訪問事業 指定地域密着型通所介護事業・介護保険法に基づく第一号通所事業 指定訪問入浴事業・指定介護予防訪問入浴事業 指定福祉用具貸与事業・指定介護予防福祉用具貸与事業 特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業 福祉サービスコンサルタント事業・住宅改修事業 障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業 プライベートサービス事業・福祉人材派遣事業・教育研修事業 その他福祉に関わるサービス

2 利用事業所

名 称	総合福祉ショッププライマリー
指 定 番 号	1272602937
所 在 地	千葉県佐倉市中志津3-34-11
電 話 番 号	043-312-5990
通常の事業の実施地域	千葉市・八千代市・船橋市・習志野市・松戸市・鎌ヶ谷市・佐倉市・白井市 市川市・印西市・四街道市

上記以外の地域の方でもご相談ください。

3 事業の目的と運営方針

事 業 の 目 的	株式会社ファーストステージが設置運営する 総合福祉ショッププライマリー（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与事業・指定介護予防福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与（以下「サービス」という。）の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護・要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
運 営 の 方 針	事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

4 従業者の職員体制

職 種	資格要件・員数	職務内容
管 理 者	常勤1名（兼務）	管理
福祉用具専門相談員	介護福祉士・義肢装具士・保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者、またはこれと同等の能力を有するものを常勤換算法で2以上	福祉用具貸与における相談、サービス提供

※従業者の質的向上を図る為、定期的に研修の機会を設けています。

5 営業日、および営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝日営業）
休 日	土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）、創立記念日、健康診断（年1回） ※営業時間外のサービス提供についてはご相談ください。
営 業 時 間	9時00分～18時00分

※電話等により24時間常時連絡が可能な体制としています。

6 取り扱い種目及び、利用料その他の費用の額

(1) 取り扱い種目

厚生労働省が定める福祉用具貸与及び、介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

①車椅子	⑥体位変換器	⑪認知症老人徘徊感知機器
②車椅子付属品	⑦手すり	⑫移動用リフト (つり具の部分を除く)
③特殊寝台	⑧スロープ	
④特殊寝台付属品	⑨歩行器	⑬自動排泄処理装置
⑤床ずれ防止用具	⑩歩行補助つえ	

※原則として、①～⑥⑪⑫は要介護2以上。⑬は要介護4以上の方が給付対象です。ただし、対象外の方でも一定の条件に当てはまれば、例外的に給付が認められる場合があります。

※⑧⑨⑩については、貸与又は販売の選択可能です。

※⑬について、尿のみ吸引するもの（自動採尿機）は介護度による給付制限がありません。

(2) 利用料金

①商品名並びに利用料金については[契約書別紙]のとおりです。

②法定代理受領サービスであるときは介護保険法に基づく介護報酬の告示上の額の負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。

③介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

後日、サービス提供証明書を市区町村に提出すると差額の払い戻しを受けることが出来ます。

④利用料は原則として1ヵ月単位とし、サービス開始が月の1～15日の場合は1ヶ月分の利用料とし、16日～末日のサービス開始の場合は初回月は利用料は1/2とします。サービス終了が月の1～15日の場合は、利用料は1/2とし、16日～末日のサービス終了の場合は1ヵ月分の利用料とします。ただし、同月内での貸与開始・貸与終了の場合、利用料は当該サービスの1ヶ月分とします。

(3) その他の費用

①交通費 サービスの実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外の場合には従業者が訪問するための交通費を実費にて頂きます。

②利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話、駐車場代、消耗品等の費用は利用者のご負担になります。

③利用者は文書でお申し出下さればいつでも無料にて解約ができます。

④記録の複写費等は、当該複写実費分の費用の支払いを受けるものとします。

(4) キャンセルについて

①利用者は、サービスの中止及び追加・変更を行う場合は速やかに事業所にご連絡ください。

②発注後のキャンセルは、1ヵ月分の料金相当のキャンセル料を申し受けます。ただし、利用者の容態の急変などの緊急時等やむをえない事情があると事業所が認めた場合キャンセル料は不要です。

(5) 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分料金の請求書を発送いたします（郵送の関係で到着が遅れる場合がございます）ので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

※お支払い方法は、口座自動引落とさせていただきます。他の方法をご希望の場合はご相談ください。

7 サービスの利用のための留意事項

①通事情により訪問時間が多少前後する場合がありますがご了承下さい。

②サービス期間中、当事業所の従業者の同行研修を行う場合があります。

③利用者は、事業所の承諾を得ることなく、商品の仕様変更、加工・改造等を行うことはできません。

④利用者は、事業所の承諾を得ることなく、商品における権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。

⑤事業所もしくは利用者は、契約に定めた商品と異なる機種が納品され、又は使用中の商品について故障・破損を発見した場合には、速やかにこれを事業所に通知し、事業所は当該商品について修理又は交換

を行うものとします。

⑥前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業所が負担するものとします。

ただし、利用者の事情により商品の交換・変更等により利用者から商品の搬出依頼を受けた場合または、利用者が事業所もしくは従業員の指示・説明に反して商品を使用したため故障・破損が発生した場合には、この費用は利用者が負担するものとします。

⑦誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。

⑧感染症等対策の為、事業所の判断で利用者等にマスク着用をお願いする場合や従業員がマスクを着用している場合があります。ご了承ください。

⑨自然災害等により利用者様宅への移動が困難となった場合、急遽サービス提供を中止させていただく場合があります(台風による強風・道路の冠水、地震による道路の異常、大雪による積雪や路面の凍結等)。

⑩事業所の事前の許可なく事業に関連して、写真撮影、録音又は録画等一切不可といたします。またSNS等で事業所情報、利用者やスタッフの個人情報、プライバシー情報なども発信できません。事業所が不適切と判断した事項については、直ちに削除又は修正をお願い致します(投稿等により、事業所の信用を毀損又は事業所に損害を与えたとき、或いは情報漏洩にあたる場合には法的処分を下す場合があります)。

⑪職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当事業所内の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- ・身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。
- ・精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
- ・セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

8 緊急時の対応

従業員は、サービス実施中に利用者が急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応いたします。また、必要に応じて緊急連絡先に連絡を取る等、必要な措置を行います。又、重大な事故が発生した場合は、都道府県、市町村に連絡いたします。

緊急時、従業員は要請した救急車両への同乗はできません。救急車両要請時、下記対応をさせていただきます。

- ・緊急連絡先への連絡
- ・救急隊へ既往歴や内服薬の伝達
- ・救急隊へ緊急連絡先の伝達

9 虐待の防止・身体拘束等の禁止のための措置

事業者は、利用者に対する虐待の未然防止と早期発見に努めるため、迅速かつ適切な対応を図るために次の措置を講じるものとします。また、虐待を発見した場合は、地域包括支援センター及び市役所等へ報告いたします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定 担当 所長 ●●●●
- (2) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- (3) 虐待防止対策委員会/身体拘束等適正化対策委員会の定期的な開催

10 第三者評価について

事業所は、第三者評価を実施しておりません。

11 搬入

①契約に基づく日時に搬入致します。

②搬入時には身体・自宅の状況に応じて商品の組立・設置を行い、商品の作動具合及び利用者への適合状況の調整・確認を行います。

③事業所は、商品を利用者に引き渡すにあたって、利用者及びその家族に対し、商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。

12 搬出

①利用者の希望日時に搬出できるよう、事業所内で調整をとり実施致します。

②事業所はサービスの中止又は、交換・変更等により利用者から商品の搬出依頼を受けた場合には、速やかに商品を回収するものとします。

③利用者が事業所もしくは従業員の指示・説明に反して商品を使用したため故障・破損が発生した場合には、この費用は利用者が負担するものとします。

13 保管及び消毒方法

商品の保管又は消毒にあたっては、委託し適切な方法により行います。なお、委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認します。

14 非常災害対策及び業務継続計画の策定

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

事業者は、感染症や災害に関する業務継続計画を策定し、定期的に研修、訓練を実施します。

15 サービス内容に関する苦情

(1) 事業所ご利用に関する相談・苦情担当

担当窓口：管理者 ●●● 連絡先：043-312-5990

(2) その他

当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることができます。

国民健康保険団体連合会	担当課	介護保険課苦情処理係	電話	043-254-7428
八千代市役所	担当課	長寿支援課	電話	047-483-1151
船橋市役所	担当課	介護保険課	電話	047-436-2304
松戸市役所	担当課	介護保険課	電話	047-366-7370
習志野市役所	担当課	介護保険課	電話	047-453-7345
佐倉市役所	担当課	介護保険課	電話	043-484-6174
鎌ヶ谷市役所	担当課	高齢者支援課	電話	047-445-1380
市川市役所	担当課	介護保険課	電話	047-704-4134
白井市役所	担当課	高齢者福祉課	電話	047-492-1111
印西市役所	担当課	介護福祉課	電話	0476-42-5111
四街道市役所	担当課	高齢者支援課	電話	043-421-6127
千葉市役所	担当課	介護保険事業課	電話	043-245-5062

年 月 日

【事業所】

サービスの提供にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

〔住 所〕 千葉県佐倉市中志津3-34-11
〔名 称〕 株式会社ファーストステージ
総合福祉ショッププライマリー
〔代表名〕 代表取締役 橋口 貴良
〔代理人〕 営業所長 ●●●

〔説明者〕

【利用者】住 所 _____

〔氏 名〕 _____

【代理人】〔住 所〕 _____

〔氏 名〕 _____ 本人との関係（ _____ ）